

## 平成30年度給与改定等に係る改正の概要

## 1 給料表の改定

別表1～5のとおり

## 2 諸手当の改定

## (1) 初任給調整手当

医師等：支給限度額 414,300→414,800円

## (2) 宿日直手当

区 分	現 行	改 正 後
通 常 の 宿 日 直 勤 務	4,200円	4,400円
特殊な業務を主とする宿日直勤務	7,200円	7,400円

## (3) 期末手当

支給期	現 行	改 正 後
6月期	1.225 月分	1.30 月分
12月期	1.375	1.30
合 計	2.60	2.60

## (4) 勤勉手当

支給期	現 行	改 正 後
6月期	0.85 月分	0.90 月分
12月期	0.85	0.90
合 計	1.70	1.80

## 3 施行期日

規則で定める日（予定：平成31年3月26日）から施行し、平成30年4月1日から適用する。ただし、2の(3)については、平成31年4月1日から施行する。

## 国家公務員との均衡を考慮した給与水準の見直しに係る改正の概要

### 1 給料表の改定

別表6～10のとおり

### 2 経過措置

新給料表への切替えに伴い、所要の経過措置を講ずることとし、当該経過措置に基づき支給する差額は、給料に含まれるものとする。

### 3 施行期日

平成31年4月1日から施行する。